

XII 水産の部

解 説

この部では、「2008年漁業センサス」、「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」、「産地水産物流通調査」、「水産加工統計調査」及び「漁業生産額統計」に関する統計を収録した。

調査の概要

1 2008年漁業センサス

この調査は、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備すること等を目的に、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体、湖沼の漁業経営体及び養殖業経営体、並びに農林水産大臣の指定する内水面漁業地域を対象として、平成20年11月1日現在に実施されたものである。

(1) 海面漁業調査

漁業経営体調査及び漁業管理組織調査、海面漁業地域調査については、統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収を行う自計申告により取りまとめた。

ただし、調査対象から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

(2) 内水面漁業調査

内水面漁業地域調査については、統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収を行う自計申告により調査して取りまとめた。

ただし、調査対象から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

(3) 流通加工調査

魚市場調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査については、統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収を行う自計申告により調査して取りまとめた。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

2 内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収獲統計調査

(1) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査は、漁業センサス実施年である平成20年については、全国の漁業権等が設定されている全ての河川及び湖沼を調査対象とし、漁業センサス実施年以外については、漁業権等が設定された年間漁獲量50 t（平成20年以前は100 t）以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量が50 t（平成20年以前は100 t）未満の河川及び湖沼であっても、国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は同河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体を対象としている。

なお、平成18年の調査結果から販売を目的として漁獲された量とし、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの）による採捕量を含めていない。

調査期間は暦年（1月1日から12月31日）で、農林水産大臣が委託した民間事業者が調査対象に調査員、郵送又はFAXにより調査票を配布、回収する方法により調査したものである。

(2) 内水面養殖業収獲統計調査

この調査は、調査対象魚種（ます類、あゆ、こい、うなぎ）を養殖するすべての内水面養殖業経営体を対象とした。

調査期間は暦年（1月1日から12月31日）で、農林水産大臣が委託した民間事業者が調査対象に調査員、郵

送又はFAXにより調査票を配布、回収する方法により調査したものである。

3 水産加工統計調査

この調査は、販売を目的として水産加工品生産を行った陸上加工経営体を調査対象として、品目別生産量を郵送調査等により取りまとめた。

4 定義

(1) 漁業センサス

ア 「漁業経営体」とは、調査期日前1年間に、海面漁業・養殖業（指定湖沼漁業・養殖業を含む）の事業を行った世帯員は事業所をいう。ただし、調査期日前1年間の海上作業従事日数が29日以下の個人漁業経営体は除く。

イ 「漁業管理組織」とは、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集合体であって、文書による取り決めに基づき、漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行い、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が関与している組織をいう。

(2) 内水面漁業漁獲統計調査

ア 「内水面」とは、河川及び湖沼をいう。

なお、河川とは、本流とこれに接続するすべての支流、放水路及びダムの建設により生じた人造湖を合わせたものをいう。

また、湖沼とは、湖、沼、池をいう（ただし、サロマ湖、風連湖、温根湖、厚岸湖、加茂湖、浜名湖、中海を除く。）。

イ 「内水面漁業」とは、内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

ウ 「内水面養殖業」とは、一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成し、収獲する事業をいう。